

テーマ：私と人工透析

講演者：長渾和成さん

私は、平成19年4月4日に人工透析を導入し、毎週・月・水・金曜日の夕方4時30分から8時30分まで4時間の人工透析をしています。これは、年末・年始・お盆の休みも関係なく週3回行わなくてはならないので、私自身も透析時間を守るのに気を使いますが、医師、看護師のスタッフも同様ですので、有り難い事と感謝しております。

私か、腎臓病に気付いたのは、平成9年の35歳の時、職場の福利厚生補助で人間ドックを受診して腎機能に異常が有り、「腎臓内科で精密検査を受けて下さい。」と言われたからです。

腎臓病の怖い所は、痛いとか、出血するとかの症状が無い事で、私の場合は、尿が毒素を出す以外に栄養である蛋白質を出す蛋白尿が出ていた事で、腎臓の異常に気が付きました。

しかし、私が19歳の昭和55年の頃、やはり蛋白尿が出ていた事が有り、当時、精密検査をすると、「起立性蛋白尿だから、特に心配する事は無い」と言われたので、今度も、そうした病気だろうと思っていました。

ところが、名大病院の腎臓内科で精密検査をすると、「慢性腎炎なので、投薬治療が必要なので、毎月1回通院して下さい。」と言われ、毎月1回の通院をする事に成りました。

当時の先生から「腎臓病は、原因が分からないので、病原菌やウイルスをたたいて病気そのものを完治する事は出来ませんが、現在の貴方の腎臓の数値なら、腎機能低下を投薬と蛋白質と血圧を上げる塩分を制限する食事療法で遅らせる事によって、寿命が尽きるまで腎機能が保てるようにして、人工透析に至らないようにしましょう。」と言われました。

投薬と食事療法をしながら、勤務しておりましたが、年功序列で昇格し、年々多忙になり、職務を果たせなくなったので、降格願いを出して勤務しておりましたが、肉体的に疲れたのが影響したのか、9年を経過し、平成18年秋に、「急激に腎機能が低下し、毒素の『ろ過』が出来にくいので、透析を導入しなければ成らないので、血液透析か腹膜透析しなければ成りません。血液透析だと血管から病院で血液を取りやすくする為に、動脈と静脈を結ぶシャントを造る手術が必要ですし、腹膜透析なら自宅で透析する為に腹膜に管を付ける手術が必要だが、どちらの人工透析を選びますか。」と言われ、「自宅で透析できる腹膜透析は腹膜管理が出来ないと腹膜炎を起こすので、血液透析のシャント手術を御願います。」と応え、平成18年12月にシャント手術をしました。

腎機能が低下すると、身体が、だるくなり、一晩寝ても疲れが取れなくなり、平成19年4月4日から、勤務先と自宅の通勤経路に在る名古屋北クリニックで、月・

水・金曜日の朝8時の定時出勤し、夕方5時15分に定時退社し、夕方5時30分に透析しつつ、勤務しましたが、多忙と夏の暑さで、降格した職務が果たせなくなり、平成19年8月10日に退職しました。

現在は、障害者年金で生活費だけは、まかっています。

ところで、障害者年金の計算の基準は、その障害の初診日ですが、私の場合は、いつでしょうか。

人工透析を導入した平成19年4月でしょうか。

血液透析のシャント手術をした平成18年12月でしょうか。

慢性腎炎と診断された平成9年4月でしょうか。

私の場合は、腎不全の原因病の慢性腎炎と診断された平成9年4月が障害者年金の基準となります。

初診日に加入していた年金の種類が自営業やアルバイト・パートだけなら国民年金だけ、サラリーマンなら国民年金と職場の厚生年金や共済年金が障害者年金として受給できます。

仮に私が亡くなっていたら、扶養親族には遺族年金が出ていたでしょう。

私の場合は、初診日に公務員だったので、国民年金と共済年金から障害者年金を受給しております。

最近は、「今は金が無いし、年金をもらう老人に成ったら、年金が少なくなっているから、年金を納付しない。」と言っている若い人が居ますが、病気や事故は、いつ発生するかわからず、その時に年金を納めていないと、障害者年金も遺族年金も受給できないし、お金が無くて年金が納められないなら、年金免除の申請をしておけば、年金受給だけは出来るので、年金の加入だけはして下さい。

話は、それでしたが、腎炎に成ると、現在の医学では、肝炎のように、ウイルスや病原菌を、たたいたり、癌のように、手術で切り取ったりして、なおせないのも、腎臓病に成らない事が重要ですが、最近の傾向としては、腎臓病からの腎炎より、糖尿病からの腎炎が増えており、特に黄色人種は、白人や黒人に比べ、肥満でなくても、食べすぎ・飲みすぎ・運動不足で糖尿病に成りやすいので、腎炎の元に成る糖尿病に或らない事が重要です。

腎不全で透析を受けている今でも、医師からは、「塩分・蛋白質・人工透析で除去できないカリウムを食事制限し、免疫が低下し、水虫の傷でも菌が入り足が壊疽(えそ)するので、免疫が向上する運動をして下さい。」とされています。

また、腎不全に成ると、毒素を出す尿が乏しくなったり、出なくなったりするので、水分の制限をしないと、心臓や肺の細胞に水が、あふれて、呼吸困難になるので、水分制限もされますし、人工透析中に尿として出ない水分を、除水と言って血液中から、制限体重まで水分を抜き取られます。

私のように、腎炎治療中も腎不全に或ってからも、食事制限や運動を、するのはなく、腎臓病の元に或る糖尿病に成らないうちに、食事制限や運動をして、メタ

ボを予防して下さい。

経済的な豊かさが幸福とは言わないが、健康であれば、経済的に豊かな生活も出来ますし、血液透析をすれば、1回4時間、週3回、1日おきに、時間が取られ、患者個人の医療費負担は補助で少ないものの、健康保険組合から人工透析患者1人当たり1ヶ月40万円の医療費負担が嫌われ、就職には不利ですので、私のように、健康である事に慢心せず、健康診断や人間ドックを利用して、人工透析に至らないようにして下さい。

本日は、御静聴、有難う御座いました。